**平成２３年（フ）第２４５６号**
札幌市白石区菊水元町５条１丁目14番１号サントアリオデ菊水元町302号
債務者　今村　千穂
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２５１８号**
札幌市白石区本通２丁目北５番９号　ＰＬＡＺＡ　ＩＮ　本通101号
債務者　郡司　正勝
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２５４３号**
札幌市白石区菊水元町５条２丁目２番１号ドミール52―401号
債務者　石田　雅子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２５５５号**
札幌市中央区北６条西19丁目１番地１　グレイスコート桑園401号
債務者　畑川智恵美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２６３６号**
札幌市東区北25条東12丁目３番12―201号
債務者　渡辺　良枝
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６３号**
山形県鶴岡市藤島字村前25番地４
債務者　髙橋　圭吾
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２３年（フ）第３０３号**
群馬県藤岡市下戸塚82番地３　クレスト藤岡105号
債務者　中島　艶子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第３１２号**
群馬県高崎市新町1386番地１　県営177号
債務者　大和　美華（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第３１３号**
群馬県高崎市新町2512番地３　デリアス102、住民票上の住所群馬県高崎市新町2505番地
債務者　河邊　　淳
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１０６０号**
埼玉県和光市新倉２丁目19番70―606号
債務者　星野　奈月（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３３７号**
さいたま市見沼区東大宮４丁目27番地11　フラワーハイツⅠ201号室、旧住所埼玉県蓮田市大字黒浜2798番地80
債務者　佐藤　友紀（旧姓大室）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３４６号**
さいたま市桜区西堀10丁目７番10号　ジュネス石川201、旧住所さいたま市浦和区領家６丁目14番15―507号
債務者　大塚　幸男
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３６２号**
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―11―105
債務者　松島　幸夫
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３９８号**
埼玉県北本市中丸６丁目10番地　モデルノパラッツオ101、旧住所埼玉県桶川市末広１丁目１番22号
債務者　渡邊　心平
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４０２号**
さいたま市南区鹿手袋７丁目７番13号、旧住所さいたま市南区関２丁目10番１―202号
債務者　伊奈　眞治
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４４７号**
埼玉県久喜市南栗橋４丁目24番地５　アラモード壱番館102
債務者　林　　里奈
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３０８号**
埼玉県草加市柳島町201番地１　ピュア・クリード103号
債務者　柳町　一行
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係